

契 約 書 (案)

- 1 業 務 名 愛媛県立今治東中等教育学校体育館床塗替え修繕
- 2 施 行 箇 所 愛媛県立今治東中等教育学校
所在地：愛媛県今治市桜井2丁目9番1号
- 3 契 約 期 間 着手 令和 年 月 日
完成 令和 年 月 日
- 4 契 約 金 額 ￥ ー
(うち消費税及び地方消費税相当額 ￥ ー)
- 5 契約保証金

上記の業務について、愛媛県立今治東中等教育学校 校長 丸山 達也（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）とは、次の条項によって契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、書面又は電磁的記録にて本書を作成する。書面にて作成する場合には、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。電磁的記録にて契約書を作成する場合には、甲及び乙がそれぞれ電子署名を行い、各自が保存する。

令和 年 月 日

愛媛県今治市桜井2丁目9番1号
甲 愛媛県立今治東中等教育学校
校 長 丸山 達也

乙

(業務施行)

第1条 乙は別記仕様書に基づき業務を実施すること。

(権利義務の譲渡等)

第2条 この契約によって生ずる権利義務は、第三者に譲渡又は承継しないこと。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りではない。

(検査及び引渡し)

第3条 乙は、業務が完了したときは、直ちにその旨を書面をもって甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項に定める通知を受けた日から起算して10日以内に完成検査を行わなければならない。

3 乙は、第2項の検査に立ち会うものとし、これに立ち会わなかったときは、検査の結果について、甲に対し、異議を申し立てることができない。

4 目的物の引渡しの日は、前2項に定める完成検査に合格した日とする。

5 乙は、第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して、甲の検査を受けなければならない。この場合において、乙は、修補の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

(代金の支払)

第4条 乙は、前条に規定する完成検査に合格後、請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、乙から適正な請求書を受領した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に乙に代金を支払わなければならない。

3 甲は、請求書を受領した後、その内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その理由を明示してこれを乙へ返付するものとする。この場合において、当該請求書を返付した日から甲が乙から是正した請求書を受領する日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の不当が乙の故意又は重大な過失による場合は、請求書の提出がなかったものとする。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第5条 乙の責めに帰すべき事由により契約期間内に業務を完了することができない場合には、甲は、契約金額から既成部分に相当する額を控除した額に対し、遅延日数に応じ、年3パーセントの利息を徴収することができる。

2 甲は、その責めに帰すべき理由により、約定期間内に代金を支払わなかったときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、支払期限の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づき定められた政府契約の支払い遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、その額が百円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に百円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

3 甲は、その責めに帰すべき理由により、検査期間内に検査を行わない場合には、検査期間を経過した日から検査を行った日までの期間（次項において「遅延期間」とい

う。)の日数は、約定期間の日数から差し引くものとする。

- 4 遅延期間の日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ、第2項の規定に準じて計算して得た額を乙に支払うものとする。

(契約不適合責任)

第6条 甲は、引き渡された目的物の種類又は品質等に関して契約の内容に適合しないもの(以下、「契約不適合」という。)であるときは、乙に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 甲は、前項に規定する場合において、相当の期間を定めて履行の追完の催告をしたにもかかわらず、その期間内に履行の追完がないときは、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次号のいずれかに該当する場合は催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその日時又は期間を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(服務)

第7条 この契約により乙の作業員が愛媛県立今治東中等教育学校において行う業務実施上の行為は、すべて乙の責めとし、業務実施上の事故の場合もすべて乙の責任において措置するものとする。

(甲の解除権)

第8条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

- 2 甲は、次の各号いずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙から契約の解除願の提出があったとき。
- (2) 乙が納入期限内に契約の履行をしないとき、又は履行する見込みがないと甲が認めるとき。
- (3) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由なく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
- (4) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。)であると認められるとき。

3 甲は、第1項又は前項の規定により契約を解除したときは、解除した部分に相当する額の10分の1を違約金として乙から徴収することができる。この場合において、乙が契約保証金を納付しているときは、契約保証金を違約金に充当するものとする。

4 乙は、第1項又は第2項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

(乙の解除権)

第9条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第10条 乙は、その責めに帰すべき事由により、業務の実施に関し、甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約不適合責任期間等)

第11条 甲は、引き渡された目的物に関し、第3条第4項の規定による引渡し（以下この条において「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、甲が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、乙は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害等の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、乙の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 甲が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 甲は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。

7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

(秘密の保持)

第12条 乙は、業務を実施するにおいて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の費用)

第 13 条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(契約金額の変更)

第 14 条 業務実施期間において、経済変動その他の状況により契約金額が著しく不適當であると認められるときは、実情を調査し、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

(変更の届出)

第 15 条 乙は、商号又は名称、代表者、住所、印章その他この契約の当事者としての事項について、変更が生じたときは、直ちに書面によって、甲に届け出なければならない。

(契約の効力の遡及)

第 16 条 この契約の発注者と受注者の電子署名がともになされた日が契約書頭書の業務期間の開始日より後の日である場合であっても、本契約の効力は、当該業務期間の開始日から生ずるものとする。

(法令等の遵守)

第 17 条 乙は、雇用者及び使用者として、労働基準法、職業安定法、最低賃金法その他法令等に規定された全ての義務を遵守するとともに責任をもってこれを履行しなければならない。

(契約外の事項)

第 18 条 本書に定めのない事項については、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）によるものとし、規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議のうえこれを定めるものとする。